

広島県議会事務局条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十八号

広島県議会事務局条例の一部を改正する条例

広島県議会事務局条例（昭和二十五年広島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務局の職員) 第二条 局には、事務局長の外に、<u>第五条、第六条及び第八条に規定する職員を置く。</u></p> <p>2 前項に規定する職員のうち、議長が定めるものは書記をもつて充てる。</p> <p>(事務局長) 第三条 事務局長は、議長の命を受け、<u>局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。</u></p> <p>(次長) 第五条 局に次長一人を置き、議長が命ずる。</p> <p>2 次長は、<u>上司の命を受け、命じられた局の事務を総括し、整理する。</u></p> <p>(課長) 第六条 各課に課長を置き、議長がこれを命ずる。</p> <p>2 課長は、<u>上司の命を受け、職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。</u></p> <p>(職務の代理) 第七条 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、次長が、その職務を代理する。</p> <p>2 次長にも事故があるとき又は次長が欠けたときは、議長の指定する職員が、その職務を代理する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(その他の職員) 第八条 <u>第六条第一項に規定するもののほか、各課に職員を置き、その職については議長が別に定める。</u></p>	<p>(事務局の職員) 第二条 局には、事務局長の外に、<u>次の職員を置く。</u></p> <p>一 参事 二 主事 三 嘱託及び雇よう員</p> <p>2 参事及び主事は書記をもつて充てる。</p> <p>(事務局長) 第三条 事務局長は、議長の命を受け、<u>局務を統理し、所属職員を監督する。</u></p> <p>(事務次長) 第五条 局に事務次長一人を置き、議長が参事のうちから命ずる。</p> <p>2 事務次長は、<u>事務局長を助け局務を整理し、各課の事務を監督する。</u></p> <p>(課長) 第六条 各課に課長を置き、議長が参事のうちからこれを命ずる。</p> <p>2 課長は、<u>上司の命を受け、課務を掌理する。</u></p> <p>(職務の代理) 第七条 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、<u>事務次長が、その職務を代理する。</u></p> <p>2 事務次長にも事故があるとき又は事務次長が欠けたときは、議長の指定する職員が、その職務を代理する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(参事及び主事)</p>

<p>21 前項の職員は、上司の指揮監督を受け、事務又は技術に従事する。</p> <p>第九条 (略)</p>	<p>第八条 参事及び主事は、上司の指揮監督を受け、事務又は技術を掌る。</p> <p>(その他の職員)</p> <p>第九条 嘱託及び雇よう員は、議長が任免する。</p> <p>21 嘱託又は雇よう員は、上司の指揮監督を受け、事務又は技術を補助する。</p> <p>第十条 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。